

令和4年10月12日

◎大石委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(12時59分開会)

### 《委員長報告取りまとめ》

◎大石委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。委員長報告の文案についてはお手元に配付してありますのでこの内容の検討をお願いいたします。

報告書を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第7号議案、第8号議案、第15号議案以上5件については全会一致をもって、第4号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項についてその概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案」について、執行部からデジタル社会形成整備法により、民間事業者や国の行政機関、独立行政法人を対象としてきた3本の法律が、個人情報の保護に関する法律に統合となり、これまで条例で規律されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、来年度から法で全国的な共通ルールが規定されることとなった。そのことに伴い、高知県個人情報保護条例を廃止し、法で委任された内容を定める高知県個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、今回の法改正については、個人情報に本当に保護されるのか不安の声が多く届いている。公表される個人情報ファイル簿について、どういった内容を記載するのかとの質疑がありました。

執行部からは、個人情報ファイル簿は、住所や氏名といった項目だけを記載したものであり、情報自体は公表しない。ファイル簿の中には、匿名加工情報として事業者を提供するものもあるが、その際には、個人情報保護委員会で定められたガイドラインに沿った対応を実施することにより、個人が特定されることを最大限防ぐ手段を講じることとしているとの答弁がありました。

さらに委員から、匿名加工情報の作成に当たり、行政情報の加工を民間業者に委託することについては、昨今の情報社会を鑑みるとあまりにリスクが大き過ぎる上に、さらには今の法律では、自ら個人情報を管理することが保障されておらず認め難い状況であるとの意見がありました。

執行部からは、法改正の背景として、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通が求められており、行政が持つビッグデータを匿名化して行政が施策を推進するのはもとより、民間に提供することにより、産業・技術革新に活用していただくという趣旨もある。個人情報への配慮を強化した上で、行政が持つビッグデータを活用していくとの答弁がありました。

さらに別の委員から、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例議案に関連して、内部統制においては、個人情報を非常に重要視して扱っていることは承知している。この条例が施行された後には、内部統制の手法について議論し変更していくのかとの質疑がありました。

執行部からは、個人情報の取扱いのマニュアルを策定して、年度内に庁内に周知する予定である。その際に、内部統制との関連について検討していくとの答弁がありました。

次に、第7号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、昨年の地方公務員法の一部改正等に伴い職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置となる所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、管理職が降任して部下もしくは同僚として配置された場合、人間関係を含め職場環境の変化に不安が出てくると考えられるが、どう対応するのかとの質疑がありました。

執行部からは、降任した職員の配置については一定配慮が必要だと考えており、新たな職位の働き方について意識を持ってもらうための研修も行う予定である。併せて全庁職員に対して定年引上げ制度の周知を行い、理解を求めていくとの答弁がありました。

別の委員から、降任した職員が職場で能力を発揮するためには、どう対応するのかとの質疑がありました。

執行部からは、これまでに培ってきた知識、技術、経験等を次の世代に継承していくことが大事だと考えており、人事配置に当たっては、高齢期の職員の能力を最大限活用できるよう努めるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」のうち、高等学校費及び特別支援教育費について、執行部から県立学校で使用する電力について、電力供給契約を締結していた電力会社が今般の燃料価格高騰の影響などにより事業を撤退したことから、別の電力会社と契約の締結を行ったが、前の電力供給契約と比べ電気料金が高額になることから、予算の増額を行うものであるとの説明がありました。

委員から、新たに契約を締結するに当たり不便などが生じたことはなかったのかとの質疑がありました。

執行部からは、新たに契約した電力会社からは通常どおり電力供給がされており、学校において不便が起こるようなことはなかったとの答弁がありました。

さらに委員から、経費節減は大事なことであるが、学校や生徒に不安を与えることなく、電力が安定して使用できることが大前提である。今後は、そういったことを考慮して対応していただきたいとの要請がありました。

執行部からは、学校や生徒たちに迷惑をかけないように今後の検討をしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、電力購入価格を下げることも必要だが、電力使用量を減らす取組も大事であるとする。各学校の老朽化している設備を入れ替えて、電力使用量を減らす計画はあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、県立学校等では、一部施設で照明器具のLED化を既に進めており、学校の長寿命化改修工事に合わせて省エネ化を進めることとしているとの答弁がありました。

別の委員から、太陽光を含めた再生可能エネルギー施設の前向きな導入は、県全体、国全体の動きである。県教育委員会で、喫緊の課題として計画していくことで、市町村教育委員会の小中学校の整備に対し、県が範を示すことが必要だと思われるので、その点について検討してもらいたいとの要請がありました。

執行部からは、長寿命化対策の中で新しい方法として、できるだけ再生可能エネルギーを使用する方向で検討・計画をしていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

「教員の不祥事について」、執行部から、県内の小学校教員及び高等学校教員が起こした2件の事件について説明があり、今後は教職員による不祥事の根絶に向け、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理感や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き、学校の組織力向上や風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めていくとの報告がありました。

複数の委員から、このような不祥事が度々起きている。何が原因なのか具体的に検証して分析を行い、その上で対策に取り組むべきと考えるがどうかとの質問がありました。

執行部からは、不祥事が頻繁に起きる要因を分析して、採用選考審査の方法や研修の方法などを検証して、学校と一緒に対策を行っていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、2件とも女性に関わる問題であり、今の社会情勢の中では女性の人権というものが大きな問題になっている。学校の教員の中でも特に若い教員が事件を起こしていることから、女性の人権に焦点を当てたジェンダー教育が必要だと考えるがどうかとの質問がありました。

執行部からは、今回の事件の女性に対する行為は女性の人権を無視しているもので、これを教員が行ったことが許せないところである。女性の人権に関する研修は、しっかり行っていないかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、「部活動の地域移行の検討状況について」、執行部から、国において部活動の地域移行に関する提言が示されたことを受けて、高知県としては地域移行を行う場合の対象となる小学校5、6年生、中学校1、2年生、保護者、中学校教員を対象としたアンケートを実施し、「高知県における部活動地域移行検討会議」において、高知県の部活動の地域移行に関する方向性などについて、年度末までにはまとめていきたいと考えているとの報告がありました。

委員から、教員が部活動で子供たちと接することにより、子供たちや保護者とも信頼関係が作られてきた。この信頼関係により、学級運営も円滑になり学校自体もうまくいっていた。部活動を地域に移行しても、そういった信頼関係を失うことのないよう、十分に話し合いをしていいものを作り上げてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、地方のほうが都会よりもかなりコスト的に厳しい環境にある。国に対して地方が不利益にならないよう手厚く支援することについて、知事会等を通じて要望しているのかとの質問がありました。

執行部からは、全国知事会などから国への要望を行っており、先日スポーツ庁から要望を受けて概算要求に計上したとの説明があった。また都道府県教育長会でも、このことは話題になっており、国に対してしっかり要望していくこととしているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎大石委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(なし)

◎大石委員長 正場に復します。

それでは、この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

#### 《閉会中の継続審査》

◎大石委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることには御異議ありませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

#### 《県外調査の取りまとめ》

◎大石委員長 次に、「県外調査の取りまとめ」の件を議題といたします。

報告書にあります、「女性職員の活躍推進の取組について」、「郷土の歴史を活かした小学校教育の実践について」、「二学期制・学校設定科目の設置について」、「郷土教育の取組について」、「教育の魅力化の推進について」、「隠岐島前高等学校魅力化の取組について」、「島根県立隠岐島前高校魅力化プロジェクトにおける役場の取組について」をまとめて、協議を行います。

御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

—県外調査の取りまとめについて協議—

◎大石委員長 正場に復します。

本日皆さんからいただいた御意見や御提案につきましては、調査出張報告書として取りまとめいたします。

なお、これは議会ホームページで公開することになっております。細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(13時14分閉会)